

認定調査員(会計年度任用職員)の募集

1 【職 種】

会計年度任用職員（認定調査員）

2 【業務内容】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」における
障害支援区分認定調査の実施

（具体的業務内容）

- ① 障害福祉サービス利用者の自宅や医療機関等を訪問し、申請者の状態を調査する。
- ② 調査内容をまとめて、報告書を作成する。
- ③ その他、認定調査に付随する事務処理を行う。

※ 認定調査員は上記の役割を基本として業務を行いますが、それに加えて福祉専門職としてのノウハウを活かしながら、調査員同士や正規職員とも連携し、業務を行います。

3 【採用人数】 1名

4 【任用期間】 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

（ただし、勤務実績等により任用を更新することがあります。）

5 【報 酬】 267,390円

※通勤手当（上限150,000円）、賞与（期末・勤勉手当）の支給あり。

※給与条例により、改正される可能性あり。

6 【社会保険】 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入

7 【要勤務日】 週5日（週37.5時間勤務）

8 【勤務時間】 午前8時45分から午後5時まで

（1日：7時30分勤務、45分休憩）

9 【休 日】 ・土曜日、日曜日、祝日

（事業実施の日程により出勤となる場合があります。）

・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

10 【休 暇】 年次有給休暇、特別休暇（規則により日数等を決定）

11 【勤 務 地】 茨木市障害福祉課等（茨木市駅前三丁目8番13号）

12 【受験資格】 勤務地に通勤可能で、次の資格条件をすべて満たす者

(1) 学歴等

① 次のいずれかの資格を持った者

社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、介護福祉士、介護支援
専門員、相談支援専門員

② 行政・医療機関、障害福祉サービス事業所等での実務経験がある者

③一般的なパソコン操作（Excel、Word）ができる者

④自転車に乗ることができる者

(2) 年齢 特に問いません

(3) 次の各号のいずれにも該当しない者

①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②茨木市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

【その他】

(1) 自動車に乗ることができれば尚よし

(2) 認定調査員としての実務経験があれば尚よし

13 **【選考方法】** 書類審査及び面接

14 **【面接予定日】** 申込後別途調整

15 **【面接会場】** 茨木市障害福祉課（茨木市駅前三丁目8番13号）

16 **【申込期間】** 随時 ※郵送又は直接障害福祉課窓口へ

（窓口受付時間：午前9時から午後5時まで）

17 **【提出書類】** (1) 採用面接申込書

(2) 履歴書（A4又はA3二つ折り、顔カラー写真貼付）

(3) 受験資格を保有していることを証する書類（写）

※郵送の場合、必ず簡易書留郵便等で送付してください。

18 **【提出先】** 〒567-8505

茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市福祉部 障害福祉課

認定給付1グループ 認定調査員募集担当

19 **【問合せ先】** 茨木市福祉部障害福祉課

担当：村上（むらかみ）

電話 072-655-2758

※土曜日、日曜日及び祝日の対応は行っておりませんのでご注意ください。

※受付時間は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとなります。

- 20【備考】
- (1) 選考結果は合否にかかわらず、郵送により書面にて通知します。
 - (2) 電話等による合否の問い合わせには応じません。
 - (3) 「採用面接申込書」の様式は、茨木市ホームページ (<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/>) よりダウンロード又は茨木市障害福祉課窓口で配布いたします。
 - (4) 提出書類については返却いたしません。
採用面接申込書等に記載された情報は、この採用面接の円滑な遂行のため用い、それ以外の目的には一切使用しません。
 - (5) 採用面接申込書の記載事項等に不備のある場合は、返却させていただく場合がありますが、このために生じた申し込みの遅延等については、責任を負いませんので申込手続きには十分注意してください。